

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続人が事業を承継した場合の青色申告

Q：今年5月に死亡した父は、マンションを所有し個人で不動産賃貸業を営んでいました。父の死亡により息子の私がマンションを相続し、父の不動産賃貸業を引き継ぎ、記帳もそのまま続けています。父は、不動産所得について青色申告をしていましたが、その事業を承継する私は自動的に青色申告する事ができるのでしょうか。

A：被相続人の事業を引き継いだ場合であっても、相続人にとって事業は新たに開始したわけですから、新たに事業を開始した場合と同様に取扱います。よって、相続人が青色申告を行いたい場合には、事業を承継した時から2か月以内に青色申告の承認申請書を提出しなければなりません。

しかし、その場合において、青色申告の承認を受けている被相続人の事業を承継したときには、相続の開始を知った日から4か月を経過する日と青色申告の承認があったものとみなされる日であるその年12月31日（11月1日以後、新たに事業を開始した場合には、その年の翌年2月15日）とのいずれか早い日まで提出すればよい事になっています。

ご相談の場合、相続人は自動的に青色申告が認められるのではなく、上記の期限までに青色申告の申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。期限内に提出しなければその年は白色申告となってしまいますので、被相続人の死亡の場合の所得税の確定申告書（準確定申告書）と合わせて忘れないようにして下さい。

